

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和 6 年 7 月 1 日
大野市農業委員会

第 1 目的

農業委員会等に関する法律の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の取り組むべき業務として、明確に位置づけられました。

大野市においては、平地と中山間が混在し、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められています。

また、農業者の高齢化や担い手の不足により、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえて、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したもの）に基づいて、農地中間管理事業を活用し利用調整に取り組んでいく必要があります。

大野市農業委員会は、大野市が持つ豊かな農地や自然環境などの資源を活かし育まれた農産物を、多様な担い手が「結の心」で守り育てながら進める「越前おおの型農業」のまもり役としての活動を効果的に進めるための指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定めます。

なお、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとします。

第 2 期間

この指針の期間は、各目標の最終年度までとします。ただし、状況の変化に応じた検証・見直しは隨時行い、総会の議決をもって変更を行うこととします。

第3 農地利用最適化の推進体制

農地利用最適化の推進に当たっては、これまでの取組を踏まえ、農業委員と推進委員による一体的な推進体制を確立します。農業委員・推進委員はそれぞれに担当の集落を割り振り、同様の活動を行います。

推進委員の担当区域にそれぞれ地区担当農業委員を配置し、地域ごとのグループで活動することで、その地域ごとの特徴や状況に応じた課題を解決することを目指します。

グループ名	推進委員の区域	地区名	推進委員	地区担当農業委員
第1グループ	第1区	大野地区	1人	2人
	第2区	下庄地区	3人	1人
	第3区	乾側地区	1人	1人
第2グループ	第4区	小山地区	2人	1人
	第5区	上庄地区	5人	2人
第3グループ	第6区	富田地区	4人	1人
	第7区	五箇地区	1人	
	第8区	阪谷地区	3人	1人
	第9区	和泉地区	1人	1人

第4 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（B/A）
現状 (令和6年7月)	4,180ha	2.45ha	0.06%
3年後の目標 (令和9年7月)	4,180ha	2.45ha	0.06%
6年後の目標 (令和12年7月)	4,180ha	2.45ha	0.06%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

グループごとに、農地の利用状況調査と利用意向調査を実施します。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施します。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施します。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行います。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図ります。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行います。

③非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、状況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化します。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価します。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積（A）	集積面積（B）	集積率（B/A）
現状 (令和6年7月)	4,180ha	3,170	75.8%
3年後の目標 (令和9年7月)	4,180ha	3,270	78.2%
6年後の目標 (令和12年7月)	4,180ha	3,340	80.0%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組みます。

②農地中間管理機構等との連携について

「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進します。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地

中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進します。

④農地の所有者を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度等を活用し、農地の有効利用に努めます。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
現状 (令和6年7月)	6人
3年後の目標 (令和9年7月)	9人
6年後の目標 (令和12年7月)	12人

※現状の数は青年等就農計画の認定期間中の者の数とし、目標については認定を受けた者の累計とする。

(2) 新規参入の促進に向けた推進方法

①関係機関との連携について

福井県や福井県農業会議、農地中間管理機構と連携し、管内の農地借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施します。

②新規就農フェア等への参加について

農業委員や推進委員が新規就農フェア等に参加することで、新規就農希望者の情報収集に努め、受け入れとフォローアップ体制を整備する。

③移住者の受入れについて

移住者の就農を支援し、将来の担い手を確保できるようフォローアップに努めます。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第5 「地域計画」の目標を達成するための役割

大野市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、大野市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力